うるま市告示第１８３号

うるま市石川地域まちづくり推進計画事業化検討委員会設置規程の変更について

うるま市石川地域まちづくり推進計画事業化検討委員会設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年１１月５日

うるま市長　中村　正人

うるま市石川地域まちづくり推進計画事業化検討委員会設置規程の一部を改正する告示

うるま市石川地域まちづくり推進計画事業化検討委員会設置規程（令和６年うるま市告示第２２３号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
（委員会の組織） 第３条　委員会は、委員２５人以内で組織する。 ２～５　［略］	（委員会の組織） 第３条　委員会は、委員２０人以内で組織する。 ２～５　［略］
備考 １　現行の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 ２　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、令和８年１１月５日から施行する。